



産前産後休業

掛金免
掛金免除

(事例)

・出産予定日 H28.9.12 単胎
産前休暇 7月19日～
※条例等により産前56日前から取得した場合
【免除期間】
新規申出時:8月～10月

組合員証の記号番号を記入してください。

組 合 員 証 記 号 番 号	9999 - 9999	
所 属 機 関 名 称	産前休暇を取得している日のうち、出産予定日 から42日前の日を記入してください。(条例等で	
所 在 地		
産 前 産 後 休 業 期 間	新 規	開始日 H28 年 8 月 2 日 終了日 H28 年 11 月 7 日
	変 更 前	申出日 月 日
	変 更 後	開始日 月 日
産前産後休業に係る子の出産年月日		出 産 予 定 日 H28 年 9 月 12 日
		出 産 日 年 月 日
単胎又は多胎の別		単 胎 ・ 多 胎
上記のとおり、掛金の免除（免除変更）を申 鳥取県市町村職員共済組合理事長 様		お勤め先の厚生事務の担当部署に提出してください。
平成 28 年 8 月 1 日		申出者氏名 ○○ ○○ (印)

備考) ・派遣職員に係る請求書の記載事項について、「所属機関の名称及び所在地」にあつては、「派遣先団体の名称及び所在地」を記入する。

・産前産後休業期間とは、出産日（出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日の後56日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。

・掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。

添付書類については、「特別休暇の産前産後休業を取得していること及びその期間」、「産前産後休業に係る子の出産予定日(出産日)」及び「多胎妊娠の場合にあつては、その旨」が証明できるものが必要となります。

(1)掛金免除申出書提出時

①特別休暇の産前産後休業を取得していること及びその期間

- ・休暇簿の写し
- ・特別休暇申請書の写し 等

②子の出産予定日及び出産予定人数

- ・母子手帳の写し
- ・妊娠証明書 等

(2)掛金免除変更申出書提出時

①産前産後休業を取得していること及び変更後の期間

- ・休暇簿の写し
- ・特別休暇申請書の写し 等

②子の出産日及び出産人数

- ・母子手帳の写し
- ・出生届受理証明書 等